

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和3年 2月15日（月）

開会 13時30分

閉会 13時57分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員
北野誕生水委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 宮路正弘
次長（教職員担当）山本健次、次長（学校教育担当）諸岡伸、
次長（育成支援・社会教育担当）中野敦子、次長（研修担当）吉村元宏
教育総務課 課長 伊藤美智子、課長補佐兼班長 信藤克明、
福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明
高校教育課 課長 井上珠美
教職員課 課長 中村正之、班長 大屋慎一、主査 鈴木良典

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第53号	三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則案	原案可決
議案第54号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第55号	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第56号	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第57号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則案

原案可決

6 報告題件名

報告 1 令和3年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（1月28日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第53号から順に審議し、報告1の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第53号 三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則案（公開）

（伊藤教育総務課長説明）

議案第53号 三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則案

三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和3年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県博物館登録規則等の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから3ページまでが規則案です。4ページの要綱によりご説明をさせていただきます。4つの規則を一括して改正するものです。

改正理由ですが、県民の利便性の向上と業務の効率化による生産性の向上を目的とし、押印の原則廃止に向け見直しを進めるため、三重県博物館登録規則等の一部の改

正を行うものです。

改正内容は、以下の1条から4条に掲げる規則中、押印欄の「印」の削除のほか、押印を求める規定等の改正を一括して行います。

改正箇所の様式が該当の様式ですが、この第2条に「印」が残るところがありますので、申請者欄の「印」のみ削るということで、5ページにこの内容を示しております。左側が改正後で右側が改正前、承認する側の押印は残ります。

4ページに戻り、施行期日は、公布の日から施行します。今のところ、2月24日を予定しております。

説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第53号は、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第54号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第55号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第56号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

議案第57号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(青木福利・給与課長説明)

議案第54号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから2ページが、規則改正案となっておりますが、説明は3ページの規則

案要綱でさせていただきます。3ページをご覧ください。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱。

「1 改正理由」、押印の見直し等に伴い、退職手当の支給に係る様式の改正及び規定の整備を行うものである。

「2 改正内容」、第一号様式の作成者の押印を廃止するとともに規定の整備を行う。

第一号様式の二、第一号様式の三、第一号様式の七及び第一号様式の八の応募者等の押印を廃止する。

第二号様式の職員の署名及び押印を廃止するとともに規定の整備を行う。

第三号様式を廃止する。

第七号様式について、規定の整備を行う。

第九号様式の申請者の押印を廃止するとともに規定の整備を行う。

第十一号様式の四及び第二十三号様式の申請者等の押印を廃止する。

「3 施行期日」、公布の日から施行する。

以下、参考に改正内容を記載しておりますが、4ページ以降に、各様式の新旧対照表を付けさせていただきます。4ページが、第1号様式ですが、下段欄の「印」を削除し、5ページの備考(9)の「印」及び「押印」の記述を削除するものです。

6ページから9ページの各様式につきましては、右側、改正前の応募者等の氏名記載欄の「押印」を削除するものです。

10ページの第2号様式「履歴書」の注5のところの、本人からの事実と相違ない旨の証印、この「証印」を削除するものです。

11ページの第3号様式「総代者選任届」につきましては、退職手当条例、上位の条例におきまして、退職手当を支給する遺族の順位が規定をされております。こちらの規則で重複して届出の提出を求めていたことから、今回の改正に併せまして、こちらの様式を廃止させていただくものです。

12ページの第7号様式「注3」のところですが、他の任命権者の取扱いと統一をさせていただくことを目的に、今回の改正に併せ契印の部分を削除させていただくものです。

13ページから15ページの各様式につきましては、それぞれ氏名等の記載欄の押印を削除するものです。

議案第55号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案
公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

こちらにつきましても、1ページが規則改正案となっておりますが、説明は2ペー

ジの要綱で説明をさせていただきます。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱。

「1 改正理由」、押印の見直しに伴い、特殊勤務手当の支給に係る様式の改正を行うものである。

「2 改正内容」、3 ページに様式の新旧対照表を付けさせていただいておりますが、別記様式の従事者印の欄を廃止し、校長印を校長の確認に、直接監督責任者印を直接監督責任者の確認に様式を改めるものです。

「3 施行期日」、公布の日から施行する。

議案第56号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

こちら1 ページが規則改正案となっておりますが、説明は2 ページの要綱でさせていただきます。

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案要綱。

「1 改正理由」、押印の見直しに伴い、扶養手当の認定に係る様式の改正を行うものである。

「2 改正内容」、(1) 第1号様式の職員の押印を廃止する。3 ページにございます新旧対照表の点線囲みの「印」の部分を削除、廃止するものです。

2 ページの要綱に戻っていただきまして、改正内容の(2) 第2号様式の取扱者の押印を廃止する。こちらは、4 ページの様式の、同じく新旧対照表の点線囲みの「印」の部分を削除するという見直しです。

要綱の2(3) その他規定の整備を行う。これにつきましては、3 ページの様式の下段の記入上の注意の7番のところですが、認定印欄の押印を廃止するという改正でございます。

「3 施行期日」、公布の日から施行する。

議案第57号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委

員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

こちら1ページから4ページが規則改正案となっております。説明は5ページの規則案要綱でさせていただきます。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱。

「1 改正理由」、押印の見直しに伴い、給与の支給に係る様式の改正を行うものである。

「2 改正内容」、こちら6ページ以降に様式の新旧対照表を付けさせていただきます。

(1) 第1号様式の総代者及び委任者の押印を廃止する。こちらが6ページの様式になりますが、点線四角囲みの部分の押印を廃止するものです。

(2) 第2号様式及び第3号様式の従事者の印の欄を廃止し、校長命令印を校長の確認に、直接監督責任者印を直接監督責任者の確認に改める。こちらは、7ページの様式と8ページの様式の新旧対照表の同じく点線囲みの部分の印等の欄を廃止するという改正となっております。

(3) その他規定の整備を行う。これにつきましては、8ページの様式の注2のところがございます校長命令印、該当職員の押印、こちらの点線囲みの部分の見直しを行うものです。

「3 施行期日」、公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

議案第54号から議案第57号はいかがでしょう。

大森委員

参考までに、これで押印がなくなったので、いわゆるエクセルファイル等で電子メール上で回して、エクセルで名前を入力するだけでもいけるようになるということですか。いわゆる電子承認システムみたいな形ができる。

福利・給与課長

県立学校につきましては、総務事務システムというシステムでやっておりますので入力者とか決裁欄とか、システムのほうで管理しております。

小中につきましては、学校事務のほうで認定作業をしておりますので、そちらのほうで正しく提出されたというのを事務のほうで、印で確認するというより直接、事務作業の中で確認をするという形の確認になっております。

大森委員

ファイル提出でいいということですよ、メールによるファイル提出でいいということになるということで、仕事が軽減されるということですかね。

福利・給与課長

署名するのと押印をするのと、どちらが軽減かというところもございます。

大森委員

署名じゃないといけない部分もあるんですか。

福利・給与課長

基本、署名に変えるんですが、ただ、校長先生とかが押印のほうが便がいいということなら、押印でも構わないと。今までは押印を必ずしてくださいという規定になっていたのですが、押印は廃止させていただくので、それに替わる確認をしてくださいということです。

大森委員

単にタイピングの入力ではだめと、署名が要るということですね。じゃあ逆に時間がかかるケースが出てくると、今までよりも。

福利・給与課長

その辺は新たに負担をかけるというのもおかしい話ですので、従来の押印のほうが簡易というふうにご判断されるのなら、従来どおりされるのも構わないという形にさせていただきます。

教育総務課長

今回の一連の改正では、県の方針で押印の廃止の見直しということで、押印を求めないということですので、それによって返って事務が繁雑になると困るようなものに対しては、向こうが判断して押印してきたものに対しては、今のところですが、それは受け入れてということで、今、進めております。

ただ、来年度になりますと、またいろいろ電子申請とかが議会のスマート改革のほうで進めてきますので、それに伴っていろいろ考えることが出てくるかとは思いますが。

大森委員

わかりました。私が言いたかったのは、これで、ファイルでパスワードさえわかっていたら、そこに入力さえすれば承認になるのかなと思ったら、まだ署名ということですね。来年度以降、そこが変わってくるかもしれないと。

福利・給与課長

今、県のほうはシステムでできるんですが、小中はどうしても学校事務のほうで作業をしておりますので。

教育長

あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
（井上高校教育課長説明）

議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

では、1ページ、規則案要綱の「1 改正理由」をご覧ください。三重県立学校の学科の改編等を行いましたので、それらに伴って関係する規則を改正します。

次に、改正内容を説明します。「2 改正内容」(1)をご覧ください。三重県立四日市農芸高等学校全日制の学科の改編に伴って、関係する規則を改正します。

2ページ、改正案の別表1、枠の中の後半の部分をご覧ください。県立四日市農芸高等学校の現行の生産科学科、園芸科学科、環境造園科、食品科学科の4学科4学級を、農業科学科、環境造園科、食品科学科の3学科3学級に改編します。

続いて、1ページに戻っていただき、「2 改正内容」の(2)所要の改正ですが、規定する条項のずれについて改正を行います。

2ページ、改正案の枠の中の前半の部分をご覧ください。第45条2ですが、現在の「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の文言に沿って、表の下の欄、現行の第12条第16号を、上の欄、改正案のとおり第12条第20号と改めます。

施行期日については、附則1のとおり、令和3年4月1日からとします。

また、附則2は、学科の募集停止及び改編後も、現在の学科に在学する者がいなくなるまでの間は、現在の学科が存続することを規定したものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

【質疑】

教育長

議案第58号は、いかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 令和3年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について

（公開）

（中村教職員課長説明）

報告1 令和3年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について

令和3年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。令和3年2月15日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。こちらが選考試験の結果についてでございます。「1 試験日と試験内容」ということで、今年1月10日に試験を実施しております。試験内容については、記載のとおりでございます。

「2 結果」ですが、まず1つ目の職種として技術職員（機関士）のほうですが、

採用見込者数1に対して、申込者数と受験者数は2あったのですが、合格者は0人となっております。この試験内容に係る部分の試験について、最低の基準点に達する者がいなかったということでございます。

技術職員の航海士につきましては、採用見込者数2でしたが、申込者数が3、受験者数も3ですが、合格者は1名となっております。これについても、基準に達した者が、この合格者1名ということで、合格者を1名とさせていただいております。

これについては、来年度以降も採用選考試験を実施することになっておりまして、試験の実施要項等を全国の海技士等の養成施設に送付することや、水産高校の在校生等にも就職先の一つとなるように周知することも検討して、受験者数の確保、合格者数の確保に努めていきたいと考えております。

報告は、以上です。

【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

大森委員

確認ですが、一応、見込みよりも合格者数が少なかったということは、来年度人手不足になるわけじゃないんですか。それによって子どもたちの教育機会が失われるということはないんですね。

教職員課長

機関士のほうは3級海技士の資格が必要で、航海士は5級海技士の資格が必要ということで試験をしているんですが、今現在、臨時的任用職員で対応しておりまして、その者たちは資格となる海技士の免許は持っておりますので、そちらのほうで対応させていただいておりますが、「しろちどり」を新造船することになりましたので、正規職員で欠員を計画的に採用していこうということでございます。子どもたちへの対応については、しっかりしていきたいと思っています。

教育長

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・閉会宣言